

① 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲

・ 介護サービス事業者について、以下の介護サービスに係る指定事業所が一の中核市にとどまる場合には、業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲する。

- ・ 指定居宅サービス事業者
- ・ 指定居宅介護支援事業者
- ・ 指定介護予防サービス事業者
- ・ 指定介護予防支援事業者
- ・ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者

・ これにより、例えば不正事案が発生した際に事業所への立入検査に加え、事業者本部における業務管理体制を含めた包括的な確認が可能となるなど、迅速かつ効率・効果的な運営に資する。（施行日：2021.4.1）

権 限	都道府県	中核市
介護サービス事業所の指定に関する事務・権限		○
介護サービス事業者の業務管理体制に関する届出・立入検査等に係る事務・権限（事業所が一の中核市内にとどまる事業者に限る。）	○	→

② 介護療養型医療施設に関する事務の大都市特例について

- ・ 介護サービス事業所に関する事務については、介護保険法第203条の2に規定する大都市特例によって、指定都市及び中核市が処理することとされている。
- ・ 介護療養型医療施設については、その期限が「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により平成36年3月31日までとされたところ。
- ・ 他の介護サービス事業所と同様、介護療養型医療施設に関する事務についても、大都市特例が適用される（※）ものであり、各指定都市及び中核市におかれては今後も適切な対応をお願いします。

※ 介護療養型医療施設に関する事務の大都市特例を平成36年3月31日まで延長する政令改正を行う予定。